

（仮称）城崎温泉地区における歴史的建築物の保存及び活用に関する条例

認定歴史的建築物の 安全性確保等に関する指針（案）

【本指針（案）について】

本指針（案）に記載されている条例「（仮称）城崎温泉地区における歴史的建築物の保存及び活用に関する条例」は未制定であるため、現時点で想定している条例の仕組み・名称（例：認定歴史的建築物）で記載させていただいています。

平成 28 年 3 月 21 日

豊岡市歴史的建築物保存活用検討委員会

目 次

第1章 城崎温泉地区における歴史的建築物の保存及び活用に関する条例について

I 条例制定の目的	1
II 現状変更の規制と保存のための仕組みの概要	3
1 認定歴史的建築物の対象となる建築物	3
2 現状変更の規制	3
3 保存のための仕組みの概要	4
4 認定歴史的建築物に適用される他法令との関係	4
III 保存活用計画について	5

第2章 認定歴史的建築物の安全性確保等に関する指針の概要について

I 本指針の目的	6
II 本指針の役割	7
III 本指針を活用する際の基本的な考え方	8

第3章 認定歴史的建築物の安全性確保等に関する指針の内容について

I 安全性確保等の基本的な考え方	9
1 建基法の考え方と安全性確保の目標	9
2 複層的な安全性確保の考え方	10
II 安全性確保等の具体的な対策	11
1 安全性確保のための重点項目	11
2 本指針で想定している建築物	11
3 構造安全性の確保	12
(1) 建築物の長寿命化	12
(2) 建築物の耐震補強	13
4 火災安全性の確保	14
(1) 出火防止	15
(2) 火災拡大防止	16
(3) 避難安全性の確保	17
(4) 消防活動の確保	18
5 集団規定関係	19
(1) 建基法の集団規定の条項と内容	19
(2) 集団規定の目的と街区による対策	20
(3) 具体的な対応	21
6 施設のバリアフリー化	22
(1) 施設のバリアフリー化	22
(2) 非常時を想定したバリアフリー化	22
7 その他の性能確保	22

Ⅲ 適切な維持管理	23
1 長期的な建物管理	23
(1) 建物の老朽化の定期的な点検	23
(2) 防災設備等の定期的な管理	23
2 現状変更の制限	24
(1) 条例による現状変更の規制	24
(2) 認定歴史的建築物を改変する場合の制限	24

第4章 地域ぐるみの“安全安心な街づくり”

Ⅰ 街区ごとの安全性の向上	25
1 北但馬地震からの復興計画	25
2 城崎温泉地区の現在の防災活動	26
(1) 街区ごとの消防活動計画	26
(2) 地域の消防設備及び消防組織	27
3 新たな取り組みによる防災活動の向上	27
Ⅱ 地域ぐるみによる“たすけあい”の推進	28

第5章 さいごに

《参考資料》

豊岡市城崎温泉地区における歴史的建築物の 保存及び活用に関する条例の仕組み＜関係図＞	30
「個別・共通」の複層的な対策一覧表	31
豊岡市歴史的建築物保存活用検討委員会 委員名簿	32
豊岡市歴史的建築物保存活用検討委員会 開催経過	33